

さいたま市健康経営企業認定制度実施要綱

(目的)

第1条 健康宣言を行い健康経営[※]※1に取り組む企業等を「さいたま市健康経営企業」として認定することにより、企業等における事業主、雇用者、並びに被扶養者（以下、「従業員等」と言う。）の健康に配慮した経営を促進することを目的とする。

※1 健康経営[※]とは、NPO 法人健康経営研究会の登録商標であり、「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる」との基盤に立って、健康管理を経営的な視点から考え、戦略的に実践することを意味する。

(認定対象)

第2条 本認定の対象となる者は、国、埼玉県及び保険者より健康経営の取組に係る認定を受けた、市内に所在する企業、法人、団体、及び個人事業所（以下、「企業等」と言う。）とする。

- 2 本制度の申請は、前項に定める企業等の本社等が一括して行うものとする。
- 3 本制度の申請は、前項のほか支店等の事業所単位で行うことができる。

(認定方法)

第3条 本認定を受けようとする企業等は、「さいたま市健康経営企業認定申請書」（様式第1号）及び国、県又は保険者より1年以内に交付された健康経営の取組に係る認定証の写しを市長に提出することとする。

- 2 市長は、申請内容の審査を行い、適当と認められる場合には、「さいたま市健康経営企業」（以下、「認定企業」と言う。）として認定することとし、「さいたま市健康経営企業認定証」（様式第2号）を交付する。

(認定の有効期限)

第4条 本認定の有効期限は、認定した日から起算して3年経過した年度の末日までとする。

(認定の更新)

第5条 認定企業は、認定の更新を受けようとする場合は、有効期限の1か月前までに、更新の手続きを行うものとする。

- 2 更新の手続きは、第3条第1項の規定に準ずるものとする。

(認定企業が取り組むこと)

第6条 認定企業は、従業員等への健康づくりに関して、以下の取組を行うものとする。

- (1) 健診（特定健診・事業者健診等の推進及び事業者健診結果の保険者への提供）
- (2) 健康課題の把握
- (3) 健康経営の実践に向けた環境整備
- (4) 保険者が行う特定保健指導への協力
- (5) 食生活の改善
- (6) 運動機会の拡大
- (7) 受動喫煙対策
- (8) 感染症予防
- (9) 長時間労働対策
- (10) メンタルヘルス対策

（認定企業への支援）

第7条 市長は、認定企業の行う従業員等への健康づくりに関する取組に対し、次に掲げる支援に努めることとする。

- (1) 企業等が健康経営企業の認定を受けることで、健康経営・健康づくりに積極的に取り組んでいることを広報すること。
- (2) その他、健康経営・健康づくりの推進のための支援をすること。

（登録内容変更の届出）

第8条 認定企業は、名称又は所在地に変更があったときは、速やかに「登録内容変更届」（様式第3号）を市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、届出内容の確認を行い、適当と認められる場合には、再交付年月日を明記した「さいたま市健康経営企業認定証」を交付する。

（紛失による再発行）

第9条 認定企業は、認定証の紛失等により再発行を希望する場合は、「さいたま市健康経営企業認定証再発行届」（様式第4号）を市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、届出内容の確認を行い、適当と認められる場合には、「さいたま市健康経営企業認定証」を再交付する。

（認定の辞退）

第10条 認定企業は、認定を継続できなくなった場合は、「認定辞退届」（様式第5号）に「さいたま市健康経営企業認定証」を添えて市長に提出することにより、認定を辞退するものとする。

（認定の抹消）

第11条 市長は、認定企業が認定の有効期限を延長しなかった場合や明らかに本制度の趣旨に反する場合など、認定を継続することが適当でないと判断した場合は、その認定を抹消することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めのないもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成30年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。